

2024年10月21日

各位

会社名 ペイクラウドホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾上 徹
(コード番号: 4015 東証グロース)
問合せ先 取締役副社長 井上 浩毅
(TEL 03-5414-3666)

取締役(監査等委員である取締役を除く)に対するストックオプションとしての
新株予約権に関する具体的な内容改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年11月26日開催予定の第19回定時株主総会に「取締役(監査等委員である取締役を除く)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する具体的な内容改定の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 議案提案の目的及び具体的な内容

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は、2020年8月27日開催の当社臨時株主総会において、年額4億5,500万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)とすること、及び、2021年11月26日開催の当社第16回定時株主総会において、かかる報酬とは別枠で、ストックオプション報酬として付与する新株予約権について、各事業年度における定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限を2,050個とすることについて、ご承認いただいております。

本議案は、役員報酬体系の見直しの一環として取締役に対する報酬等と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当社取締役の中長期的な業績及び企業価値の向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)に対してストックオプション報酬として付与する新株予約権の内容を、退任時報酬として当社及び当社子会社の役員または従業員のいずれの地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過するまでに限り、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる、株式1株当たりの行使金額を1円とする株式報酬型ストックオプション(以下「本件ストックオプション」といいます)としての新株予約権に変更することにつきご承認をお願いするものであります。

本件ストックオプションとしての新株予約権への変更は、当社業績並びに当社にお

ける取締役の業務執行の状況・貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、加えて、本議案については指名報酬委員会の審議を経ていることからその内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価値を基準として決定された額を払込金額とし、当該新株予約権の割当てを受ける者に対し、当該払込金額と同額の金銭報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

各取締役に支給する個別の報酬等の額及び内容の詳細は取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、本議案の対象となる取締役は、2024年11月26日開催予定の第19回定時株主総会において取締役の選任議案を原案通りご承認いただきますと、社外取締役を除く取締役3名となります。

2. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の総数並びに目的となる株式の種類及び数

① 新株予約権の数

2,050個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

② 目的となる株式の種類及び数

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式は、当社普通株式とし、1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は、100株とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとする。ただし、以上までの調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。なお、新株予約権割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合その他行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理

を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。ただし、当社は、新株予約権の割当てを受ける取締役に対し払込金額と同額の金銭報酬を付与し、取締役は、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日から20年以内の範囲で、当社取締役会が定める期間とする。

(5) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社及び当社子会社の役員または従業員のいずれの地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過するまでに限り、新株予約権を一括して行使することができる。
- ② 上記①以外の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(6) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画についての承認の議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記(5)の規定により新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、行使ができなくなった当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- ③ その他の取得に関する事項は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) その他

新株予約権の発行に際しては当株主総会の承認決議を条件とし、新株予約権に関するその他事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以上